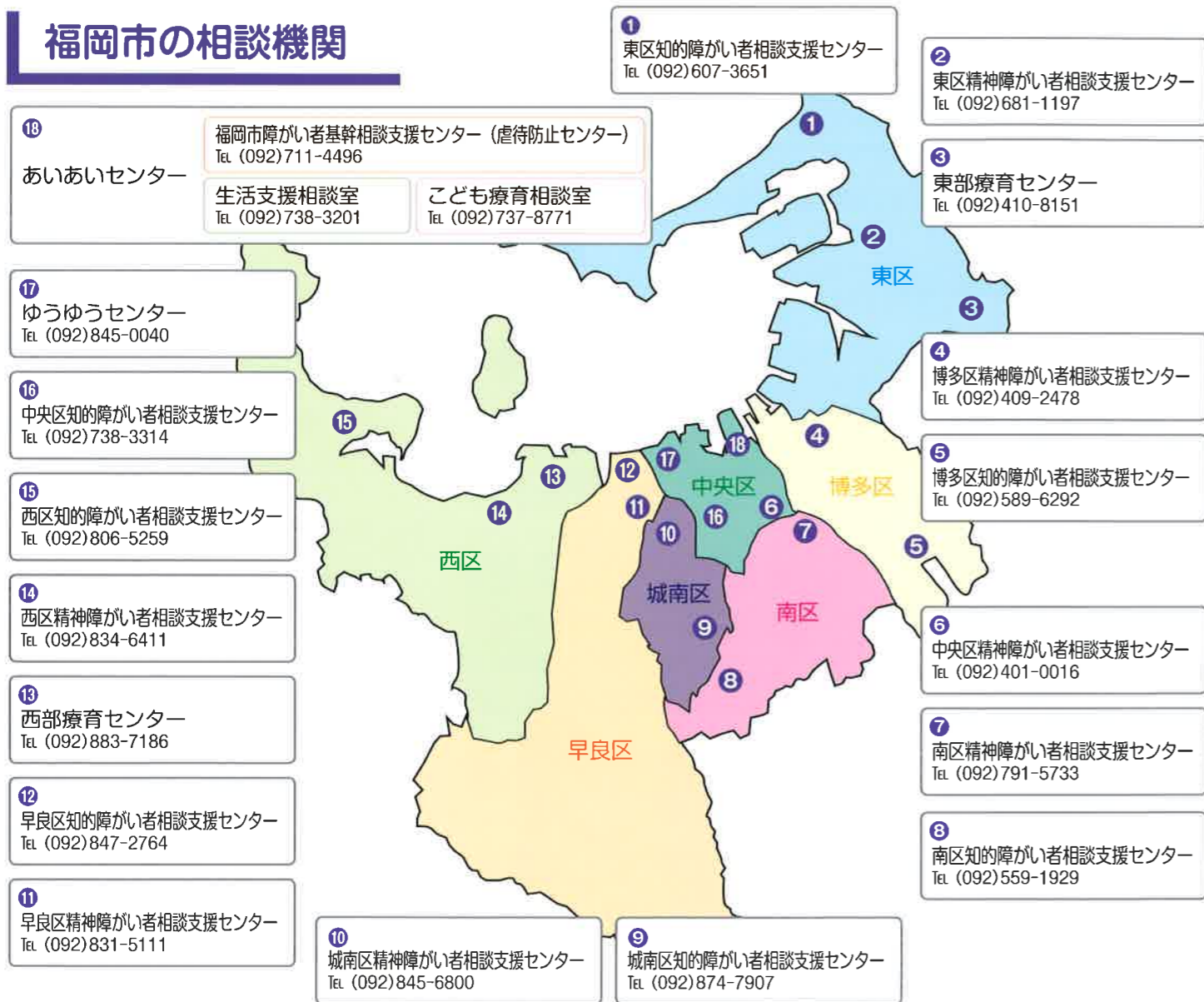


## 相談支援センターの役割

- 障がいのある人と地域の支援者・社会資源（福祉サービス）をつなぎます。
- 支援機関のコーディネートをすることで、支援の方向性や課題を共有します。
- 1か所の支援機関だけでなく、相談支援が入ることで「支援チーム」を作ります。
- 障がいのある人の「地域生活支援」を実現します。
- 同じ地域の支援者間のネットワークを構築し、顔の見える関係を作ることで、障がいのある人にとって住みやすい街づくりを目指します。

## 福岡市の相談機関



みなさまの地域生活を  
応援します！



# 福岡市中央区 知的障がい者 相談支援センター



相談支援センターは、障がいのある方が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができるように、生活全般に関することや福祉サービスに関する相談を受けたり、その人の障がいの状態に適した助言を行うなど、障がいのある方が自立した生活を続けていくことができるよう応援しています。



社会福祉法人福岡障害者支援センター  
福岡市中央区筥丘2丁目 24-35 スカイコート SEIWA 1階  
相談支援センター

〒810-0034  
福岡市中央区筥丘2丁目 24-35 スカイコート SEIWA 1階  
TEL (092)738-3314 FAX (092)738-3340  
E-Mail : oohori-tsc @ s9.dion.ne.jp

開所日：月～金 ※土日祝、お盆、年末年始はお休みです。  
開所時間：9：00～18：00



電話番号 (092)738-3314

設置：福岡市 運営：社会福祉法人 福岡障害者支援センター



# 人と地域をつなぎます！



## 生活や手続きに関すること

- 障がいの理解や対応についての助言
- 一人暮らしのための支援
- 諸手続きへの同行・助言(年金申請等)
- 行政、医療機関・学校などの関係機関との連携

## 就労に関すること

- 就労系のサービス事業所の情報提供・事業所見学同行
- ハローワークや就労支援センター就職先(企業など)との連携・調整

## 余暇に関すること

- ヘルパー事業所の調整・連携
- サークルや文化教室などの情報提供
- 地域活動支援センターやボランティアセンターとの連携

## 福祉サービスに関すること

- 障がい支援区分の申請手続きの支援
- サービス利用支援(サービス等利用計画の作成)
- 継続サービス利用支援(モニタリング)
- サービス調整・情報提供

## 緊急時に関すること

- 緊急時のサービス調整
- 緊急時対応

## 権利擁護に関すること

- 成年後見制度の利用支援・情報提供
- 弁護士との連携
- 社会福祉協議会との連携
- 虐待防止センターとの連携

## お困りごと

- ・一人暮らしをしたいけど家事には自信がない
- ・どこか働く場所を探したい
- ・親亡き後の生活が心配
- ・介護で疲れているからどこかに預けたい
- ・子どもが長年ひきこもっていて行き場がない
- ・行動障がいがあり対応が分からない
- ・金銭管理に自信がない
- ・債務があって困っている
- ・もっと余暇を楽しみたい

など…

## 相談支援センターへまずはお電話下さい！

現場の支援経験のあるスタッフがひとりひとりの希望に合わせて支援させていただきます。

## 計画相談支援とは？



福祉サービスの利用を希望している方々へ、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、その人がどんな暮らしをしたいのか、そのために何のサービスをどのように利用するのか、ひとりひとりに応じた「サービス等利用計画」を作成します。この手続きを「計画相談支援」といいます。



## サービス利用と計画相談支援の流れ

区役所へ障がい福祉サービス、計画相談支援サービスの申請

計画相談支援の利用申し込み

契約と聞き取り

- 指定特定相談支援事業所と契約をします。
- ご利用者やそのご家族から、生活の希望や悩み、希望する福祉サービスの内容等を聞き取ります。 ※ご利用者の自宅訪問が必須です。

サービス等利用計画書の作成

- 指定特定相談支援事業所が、聞き取りをしたご利用者の生活に必要なサービス等についての計画を立てます。
- 計画書作成後、ご利用者やそのご家族へ説明を行います。

区役所へ必要書類を提出

支給決定

サービス担当者会議

- ご利用者、そのご家族、利用する事業所で会議を開き、ご本人へのサービス内容等について話し合います。

サービス等利用計画作成・提出

サービス利用開始

モニタリング

- 指定特定相談支援事業所が、受給者証に記載されているモニタリング期間ごとにご利用者の自宅を訪問し、サービス利用状況の確認をします。
- 必要の際は計画の見直しを行います。

## センター利用について

対象者：福岡市中央区にお住いの障がいのある方・ご家族・関係者(18歳以上)

料金：無料

相談方法：訪問・来所・同行・電話  
メール・ケア会議・関係機関との連絡調整など

## スタッフについて

体制：センター長、相談支援専門員3名以上、事務員

資格：社会福祉士・精神保健福祉士  
介護福祉士・保育士など  
現場経験豊富なスタッフが多いです。

## ご利用者さんの声

長年、自宅に引きこもっていた子どもがまさか社会にでて働けると思わなかったです。

自分の子どもの居場所を作ってくれてありがとうございます。色々な支援者の方に支えられて毎日とても安心してます。

金銭管理ができなくて困っていたが、相談支援センターの相談員さんと出会って、支払いを一緒にしてくれたり、債務について一緒に考えてくれたり、成年後見の手続きを手伝ってくれたので、今も「一人暮らし」を続けられています。